

岩手県監査委員告示第17号

監査結果の公表（令和元年岩手県監査委員告示第13号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年12月3日

岩手県監査委員 軽石 義則
岩手県監査委員 神崎 浩之
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1 監査対象機関名 総務部総合防災室

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 令和元年6月18日

(2) 本監査実施日 令和元年8月6日

3 監査結果の公表の日 令和元年10月4日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが3件、648,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	当該物品については、令和元年7月17日及び18日に購入外物品に登録した。物品の管理に当たっては、指定管理者から提出される事業報告書について一層の精査を行うとともに、委託事業の完了確認の際に複数の者でチェックするなどし、再発防止に努めることとした。